

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2026 年 2 月 24 日

株式会社ウェルディッシュ
石垣食品株式会社

2026年2月24日

新設分割に係る事後開示書類

東京都港区白金台5丁目18番9号
株式会社ウェルディッシュ
代表取締役社長 小松 周平

東京都中央区八重洲2丁目1-1
石垣食品株式会社
代表取締役社長 石垣 裕義

株式会社ウェルディッシュ（以下「新設分割会社」といいます。）は、2026年1月14日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2026年2月24日を効力発生日とし、新設分割会社の個人向け食品・飲料類販売事業に関して有する権利義務を、新たに設立する石垣食品株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
2026年2月24日
2. 新設分割会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第209条第2号及び第3号）
 - (1) 新設分割の差止請求手続
本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続
本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続
該当事項はありません。
 - (4) 債権者保護手続
新設分割会社は会社法第810条第2項及び第3項の規定により、2026年1月21日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、2026年2月24日をもって、新設分割会社から本新設分割計画書に定める個人向け食品・飲料販売事業に関する資産、負債、雇用関係を含む権利義務を承継しました。

本新設分割により新設会社が承継した資産及び負債の額（概算）は次の通りです。

承継した資産の額（概算）：200百万円

承継した負債の額（概算）：72百万円

4. その他本新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当事項はありません。

以 上